

日建連電力対策自主行動計画

平成23年4月27日
(社)日本建設業連合会

1 目的

東日本大震災に起因する関東・東北地方における電力供給不足により、本年夏期には大規模停電を招来する恐れがあり、かかる事態となれば、東日本地域の住民生活に著しい支障をきたすばかりか、わが国経済に多大の混乱と停滞をもたらすことが憂慮されるところである。

については、建設業界としても、その回避のため可能なあらゆる方途を講じることが国民的責務であるとの認識に立ち、日建連として、全会員の真摯な協力の下に「電力対策自主行動計画」を定め、その遂行を図ることとする。

2 目標

- ① 日建連は、計画期間中における東京電力及び東北電力管内の全会員の使用電力を昨年比で25%程度以上削減することを目標として、「日建連電力対策自主行動計画」（以下「日建連計画」という）を定め、これを着実に実施する。
- ② ①の使用電力の削減目標は、今後の東京電力及び東北電力における供給力の増強とこれに伴う政府等の方針の変更に応じ、変更することがある。この場合、日建連は速やかに会員に通知する。

3 日建連計画の対象

- ① 参加企業 日建連の法人会員企業（以下「会員」という）145社
- ② 計画期間 本年7月1日～9月30日
- ③ 対象地域 東京電力及び東北電力の管内

4 会員の行動計画の策定

- ① 会員は、計画期間中における東京電力及び東北電力の管内の使用電力を昨年比で25%程度以上削減するものとし、別添書式に従い「〇〇社電力対策行動計画」（以下「会員計画」という）を作成し、5月末日までに日建連に提出するものとする。
- ② 日建連は、会員が提出する計画を集計し、「日建連電力対策自主行動計画（実施計画）」としてとりまとめ、公表する。
- ③ 会員計画の公表は、各会員の判断に委ねるものとし、日建連は公表しない。
- ④ 会員は、計画期間終了後、10月末を目処に実績報告書を日建連に提出するものとする。

5 会員計画の内容

- ① 会員は、会員計画に次の事項を定めるものとする。
 - * 7～9月の電力使用のピークカット対策
 - * 工事現場における節電対策
 - * 常設事業所における節電対策
 - * グループ会社、協力会社等へのピークカット対策及び節電対策の協力要請の方針
 - * 従業員等の家庭への節電対策の協力要請の方針

② 会員計画の内容は、別紙「電力対策行動指針」を参考に作成するものとする。

6 関連会社等への協力要請

① 会員は、グループ会社、協力会社等に対してもピークカット対策及び節電対策への協力を要請し、協力が得られる場合については、会員計画に記載するものとする。

② 日建連は、本計画及びその実施状況を適宜各建設業者団体等に情報提供し、電力対策への積極的な取組みを要請する。

7 従業員家庭等への協力要請

① 会員は、会員企業及びグループ会社、協力会社等の従業員に対し節電対策への協力を要請するものとする。

② 日建連は、会員企業の従業員等の家庭に対して節電対策への協力を呼び掛けるパンフレットを5月中に作成し、会員に配布する。（約50万部）

8 その他

① 会員は、北海道及び西日本地域についても、各地の電力事情を勘案して、自主的に節電に努めるものとする。

② 冬季及び来年度以降については、今回の実績をもとに検討し、必要に応じ行動計画を策定する。

③ 日建連は、電力対策の実施に伴う工期延長、節電型施工への設計変更等に関し、国交省、日本経団連等を通じ発注者への協力要請を行う。

【別紙】

電力対策行動指針

平成23年4月27日
(社)日本建設業連合会

1. 夏季のピークカット対策

- ① 夏季休暇（一斉閉店）の拡大、分散
 - * 常設事務所は、「夏季休暇」を可能な限り2週間実施
 - * 施工現場は、現場の実情に応じ可能な所は「夏季休暇」を2週間実施
対象外： 災害の復旧、復興に関する施工現場
その他、工期逼迫等の事情がある施工現場 など
 - * 「夏季休暇」の期間は、社内の輪番制などによりなるべく分散し、できれば集中する「お盆」の時期を避けること
- ② 施工現場の対策
 - * 4週6休の確実な実施
土日祝日に代えて平日閉所にすればピークカットの効果大
 - * 土日、早朝を活用した作業（近隣住民の理解を得て行う）
 - * 電力使用量の大きい作業は電力需要ピーク時（13～15時）を避ける
 - * 昼休みを電力需要ピーク時に移動
- ③ 常設事務所の対策
 - * 時差出勤、サマータイム制などの柔軟な勤務体制の導入
 - * ノー残業デーの導入、拡大
 - * クールビズの徹底（実施期間の拡大も）

2. 施工現場の節電対策

- ① 現場の状況に応じて実施すべき事項
 - ・ 自家用発電機の活用
 - ・ 工事用照明をLED等の高効率照明への早期切り替え
 - ・ 一定規模以上の現場へのソーラーパネル等の導入
 - ・ 不要箇所のこまめな電源OFF（ポンプ、温水器、投光器、溶接機等）
 - ・ パソコンの節電（節電ソフトの導入など）
 - ・ 大型換気ファンはインバーター制御にて自動可変速運転
 - ・ ポンプは水位制御にて自動ON-OFF運転
 - ・ 西日本地域でも、発電機等の節電機器を東日本地域に回せるよう配慮
 - ・ その他
- ② 留意事項
 - ・ 熱中症の防止に配慮すること
 - ・ 安全性の確保には特に配慮すること
 - ・ 発注者、近隣住民の理解と協力の下に実施すること

3. 常設事業所の節電対策

- 空調温度設定の変更
- 事務室照度の低減（間引き等）
- 共用エリアの消灯・照度低減（間引き等）
- パソコンの節電（節電ソフトの導入など）
- 照明、事務用機器のこまめな電源OFF
- エレベーターの間引き運転
最寄階への階段利用を従業員と来客に呼び掛ける
- IT技術を活用した照明・空調制御の自動化
- LED等の高効率照明機器への早期切り替え
- 外部看板照明等の消灯（保安面に配慮する）
- 給湯箇所の削減
- 節水により給水ポンプの稼働抑制
- 節電対策とピークカット対策を職場単位で話し合う
- その他

4. グループ会社・協力会社等に要請する節電対策

- グループ会社・協力会社等に対しても、会員各社の取組みに準じた計画の作成や、節電対策の実施を要請

5. 従業員等の家庭に要請する節電対策

- 夏の暑さを楽しむ
- 生活習慣を夜型から朝型に切り替える
- 洗濯機、炊飯器、電子レンジ等消費電力の高い機器は電力需要ピーク時（13～17時）をずらして使用する
- 冷房機器の使用を控え、使用する時も設定温度を弱めにする
- 冷蔵庫の設定温度を弱めにする
- 必要のない電気製品はコンセントを外す（待機電力消費抑制）
- カーテンを閉め断熱効果を高める
- 電気衣類乾燥機使用を止め、外に干す
- 便座の暖め機能を停止する
- 室内外の照明をLED等の高効率照明に切り替える
- ソーラーパネル設置の計画がある場合は6月までに導入する
- 家庭でできる節電対策を家族で話し合う
- その他